

## 財産の処分について

### 1. 処分財産の種類及び表示等

種類	名称	所在地	面積
土地 (建物付)	旧常葉少年自然の家	福島県田村市常葉町 山根字鰻5番21外 (住居表示：山根字鰻5番地29)	20,395.58 m <sup>2</sup> (公簿)

### 2. 経緯

中野区の郊外施設であった「中野区常葉少年自然の家」は、施設の老朽化等により、平成24年3月31日をもって用途廃止した。その後、放射性物質除染作業従事者の宿舎等として貸付けをしていたが、作業終了に伴い、活用用途もなくなったことから、売却に向けて手続きを進める。

### 3. 処分方法

一般競争入札(郵送型入札)

### 4. 今後の予定

令和5年3月 一般競争入札公告  
4月 入札  
5月 土地等売買仮契約締結  
6月頃 第2回定例会に財産処分に係る議案を提出  
7月頃 土地等売買契約締結

# 周辺状況図

